

鋼橋上部工事における県内調達義務付けについて

●対象工事

- ・特定建設工事共同企業体（JV）の入札参加を認める鋼橋上部工事において、受注したJVの幹事会社が県外企業の工事

●義務付けの内容

- ・原則として、工場製作のすべてを県内の工場で行うこと。ただし合理的な理由がある場合は、義務を免ずる。

●義務化の方法、確認

- ・特記仕様書により義務付けを明示。
- ・工事着手前に工場製作調書により確認。
- ・県内の工場で製作できない場合、合理的な理由があれば義務を免ずる。

●罰則

- ・合理的な理由がなく、義務を履行しなかった場合、工事成績評価において減点。

●適用日

- ・平成24年10月4日以降の公告分から適用